



気まぐれ通信 2019/11

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人 彌榮会計社



「社会福祉連携推進法人(仮称)」の検討

厚生労働省は10月29日、「第4回 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」を開き、社会福祉法人参加必須の社会福祉連携推進法人(仮称:以下「連携法人」と言います。)の創設に向けた論点を示しました。このテーマは8月号でも取り上げましたが、今回の検討会でさらに論点が明確となってきましたので、その後の内容をお知らせします。

本制度創設の意図は、良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するために、①社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携、②「合併、事業譲渡」しかなかった社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ連携を強化できる新たな選択肢を設けること、にあります。

論点として挙げられた内容としては、既に先行して実施されている「地域医療連携推進法人」の仕組みを参考に、「法人格は一般社団法人」で、「一定の基準に適合すると認めるものを所轄庁が認定する仕組み」とし、「社員は社会福祉法人を始めとする社会福祉事業を行う事業者の他、関係自治体、連携業務に関する業務を行う者を認めること」、「代表理事の選任は所轄庁の認可とすること」、「理事会を必置とし、1法人が1議決権を持つ総会で連携法人に関する事項を決議するとともに、地域関係者の意見を法人運営に反映するため評議会を設置すること」となります。

業務としては、①地域共生社会の実現に向けた連携、②災害対応に係る連携、③福祉人材確保・育成、④生産性向上のための共同購入など、社会福祉事業の経営に係る支援、⑤社会福祉法人への貸付、等を対象とし、連携の業務に特化するため、社会福祉事業は行うことができません。

運営の経費は社員からの会費や業務運営費で賄うこととなります。また社会福祉法人への資金の融通については、連携法人に参加する法人間で直接貸し借りするのではなく、連携法人を介して行い、その内容につ

いては所轄庁が認定する仕組みとなります。社会福祉法人は収益の法人外支出が禁止されていることを踏まえ、貸付の原資は、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付額は本部経費(各事業の収益のうち法人本部に充てられる額)の範囲内で認められます。その際、集まった資金は他の資金と分けて管理して、貸付け以外の使用は禁止されます。また貸付けを受ける社会福祉法人は、自法人への貸し付けについて議決権はなく、重要事項を決める際は連携法人の承認を必要とするなど、限定的に認める仕組みをつくる方向で考えられています。なお社会福祉法人以外の社員も、各法人制度で許容される範囲で、社会福祉法人への貸付の原資として連携法人に貸付けることが可能とされています(論点の詳細を知りたいとお思いの方には、別紙「社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度創設に向けた論点」を送信させていただきますので、末尾に記載の当法人HPから、お申し込みください)。

連携法人の税制上の取扱いについては税務当局と調整中で、また制度の実施については法改正も必要となるため、厚労省は「現時点で実施時期は未定」としています。

なお本議案は11月11日に開催された第23回社会保障審議会福祉部会にも付議され、全国社会福祉法人経営者協議会の平田直之委員から「社会福祉法人が主体となり、社会福祉法人制度を損なわない、地域や地域住民にとってよりよい仕組み」を、との意見が出されています。

◎第23回 社会保障審議会福祉部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07756.html

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://www.yasaka-ac.co.jp>

監査法人 彌榮会計社

